

舟運業者は、往來船の運送に、他船より引取られ、之れに代り、シトニ、
三基、運船の舟を、(一)中、(二)中、(三)中、(四)中、(五)中、(六)中、
特ニ他、(七)中、(八)中、(九)中、(十)中、(十一)中、(十二)中、
心、(十三)中、(十四)中、(十五)中、(十六)中、(十七)中、(十八)中、
ア、(十九)中、(二十)中、(二十一)中、(二十二)中、(二十三)中、(二十四)中、
月九日、(二十五)中、(二十六)中、(二十七)中、(二十八)中、(二十九)中、(三十)中、

罷業者の終熄

彼等罷業者ハ本市カ着々他ノ人夫ヲ以テ其欠ヲ補ケ支
障ナク作業ヲ進メ行クノ見。此終ニシテ徒ラニ罷業者ヲ離脱
セシカ。彼等ノ地位ハ日ナラズ他ノモノヨリテ奪ハレ悉ク失職
スルニ至ルベキヲ曉テ、十日頃ヨリ寄々復業ノ議ヲ進ムルニ至リ、
十一日ニ至リテハ先ツ吉呂場ノ従業員並ニ般夫ハ會合ヲ催シテ
一、東京市従業員組合ヲ脱退スルコト
二、無條件ニテ就業ヲ頼出ツルコト
ヲ決シタリ。

其結果有テトシテ今四ノ罷業者ニツキ種々斡旋ノ當ヲト
ラレタル森實ニ、木村重勝ノ両氏ヨリテ十二日午前中其不
意響ニ、松本兩氏一過シ来リ、之レニ對スル市ノ回答ヲ
求メタリ。